令和８年９月２５日　代表質問（速報版）

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

【窪田泰久君登壇】

○**窪田泰久君**　皆さん、おはようございます。自由民主党広島県議会議員連盟の窪田泰久です。

今次定例会におきまして、質問の機会を与えていただきました中本議長をはじめ、先輩、同僚各議員の皆様方に心から感謝を申し上げます。

質問に先立ちまして、７月に発生した令和８年熊本地震、令和８年８月千葉豪雨、そして、先日の台風25号等の災害によって犠牲となられた方々に対しまして、謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災された方々に心からお見舞いを申し上げます

それでは早速質問に入っていきたいと思いますので、横田知事をはじめ、執行部の皆様には明快な答弁を期待して、始めたいと思います。

質問の第１は、副首都の指定を目指す意義についてお伺いします。

大きな議論を巻き起こしている副首都構想ですが、首都の代替機能を担う地域を整備しようとする動きは今回が初めてではなく、古くは1868年１月、大久保利通が大阪遷都を建白し、近年では、平成４年、国会等の移転に関する法律が制定され、平成11年には、移転候補地を栃木・福島、岐阜・愛知とする国会等移転審議会の答申が、当時の小渕恵三首相に提出されたこともありました。

かつての首都機能移転論と比べると、首都機能そのものを移すのか、代替・補完機能を整備するのかという点で異なる部分はありますが、長年にわたって国全体の大きな構造的課題と指摘されている過度な東京一極集中の是正を促すという同じ方向性に立つものであり、副首都構想の実現によって国の在り方が大きく変わる可能性がある転換点にいることは間違いありません。

その一方で、国会における法案審議でも様々な指摘があったように、この副首都構想はまだまだ未確定な部分が多いことも事実です。

まず、指定の手続について、法律の施行から１年以内に副首都機能などを定めた基本方針を策定し、道府県からの申出に基づき総理が指定することとしていますが、現時点で、人口や経済の集積状況などに係る指定の具体的要件については明らかにされていません。

また、この法律では、副首都としての機能を担うために必要なインフラ整備等を行っていくとされていますが、その整備に係るコストや地方側の負担などについてもつまびらかにされていません。

このような状況でありながら、本県を含め、幾つもの道府県が副首都の指定に向けた意欲を示しています。

大阪府では、平成27年に知事を本部長、大阪市長を副本部長とする副首都推進本部を設置して議論を重ね、平成29年に副首都ビジョンを策定し、令和５年にはそれを改定しています。

北海道では、食料やエネルギーといった安全保障分野で大きな役割を担っていることや、東京との同時被災リスクが低いことなどから副首都としての適切性を訴え、宮城県や群馬県は、東京からのアクセスの優位性などを強みとして挙げています。

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

また、愛知県の大村知事は、法律成立の直後の記者会見で、国の出先機関や自動車産業が集積する強みを強調しました。福岡県は、県内２つの政令市と県の３本の矢で指定を目指すとしています。

それぞれの地域で様々な思惑があり、各々の優位性や魅力を主張されていますが、広島県が副首都として指定を受けようとするならば、県民の理解を得て、オール広島として取り組んでいく必要があるのではないでしょうか。

そこで、広島県が副首都の指定を目指す意義について、知事の御所見をお伺いいたします。

質問の第２は、これまでの取組を踏まえた産業クラスターの形成についてお伺いします。

「日本列島を、強く豊かに。」と訴えてきた高市総理肝煎りの地域未来戦略が、今年７月に策定されました。

これに続き、各地方ブロックごとに、企業の大規模投資を起点としたクラスター形成を目指す戦略産業クラスター計画、そして、各都道府県が主体となってクラスター形成を進める地域産業クラスター計画が順次公表されています。従来の地方創生が目指していた人口減少対策から地域経済の成長へと、政府の地方政策の方針が大きく変わったように感じられ、本県としても積極的に取り組んでいくべきものと考えます。

他方、本県ではこれまでも、県経済の持続的な発展に向けて、成長市場に果敢に挑戦し、新たに付加価値を創出できる、次代の本県経済を担う新たな産業の育成に取り組んできました。

その一つが、健康・医療関連分野における産業クラスターの形成です。

県内中小企業が有するものづくりで培った優れた技術が応用できる分野であり、世界的に高い成長率が期待され、かつ付加価値の高い安定的な市場であるということから、10年間で県内の医療機器等の生産額を1,000億円まで増加させることなどを目標としてスタートしました。

補助金による研究開発や販路拡大に向けた支援、ひろしまヘルスケア実証フィールドの提供による商品開発への支援など様々な取組を行ってきたところですが、スタートから10年となる令和２年度時点では、目標を大きく下回る実績となりました。

そこから対象とする産業分野の見直しなどを行った上で取組を継続されてきたところですが、依然として、付加価値額は目標に達していない状況です。

また、地球環境問題への対応や再生可能エネルギーの需要が高まる中で、環境・エネルギー関連産業の育成にも積極的に取り組んでまいりました。海外におけるプロジェクト創出の支援や、環境・エネルギー分野での新規ビジネスの創出に向けた支援などを行ってきた取組が功を奏し、結果、目標としている環境・エネルギー分野の付加価値額を上回る結果となっています。

さらに、産業クラスターの形成には、事業の創出や拡大に必要となる成長資金の確保も重要な要素となってきます。

特に、企業の成長加速化のための大規模設備投資等のリスク投資には、地域の金融機関との連携が欠かせません。

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

これまで県では、ひろしまイノベーション推進機構を設立し、成長性の高い新たな事業展開等を図る企業の支援に取り組んできましたが、こうした取組の成果や課題も今後の取組に生かしていく必要があります。

国全体の大きな産業政策の転換を好機として県産業の振興を図っていくには、これまでの本県の取組の成果や課題をしっかりと見つめ直し、その結果を踏まえて、産業クラスターを構成する企業を主軸に、行政や金融機関などが一丸となって取組を進めていく必要があります。

そこで、本県におけるこれまでの健康・医療、環境・エネルギーといった産業クラスターの形成に向けた取組等の成果と課題をどう認識しているのか、そして、これからどのように取り組んでいくのか、併せて知事の御所見をお伺いいたします。

質問の第３は、ものづくり産業の復権に向けた人材確保についてお伺いします。

産業クラスターの形成を進めていく上で、我々は、なぜグローバル経済の中で日本の存在感が薄まっているのか、改めて考える必要があります。それはつまり、1980年代まで世界の工場としての輝きを放っていた日本のものづくり産業分野で国際競争力が低下しているということです。

その一因として、ものづくりの在り方自体が劇的に変化していることが挙げられると考えます。これまで我が国は、日本人特有の勤勉さを根底に、時間をかけてよりよいものづくりを行い、製品そのものの質の高さで勝負してきました。

ところが今はどうでしょうか。品質の高い製品で利益を上げるビジネスモデルはとうの昔のものとなり、アップルやテスラに代表されるような、製品そのものではなく、製品を買った後の付帯的なソフトウエアサービスによって利益を出す時代となり、我が国のものづくり産業は、その流れに取り残されてしまっています。

しかし、それ以上に深刻なのが、ものづくり産業を支える人の問題です。

経済産業省が毎年発行しているものづくり白書では、製造業に従事する労働者は、2002年から2025年の約20年間で170万人減少しています。これは、1980年代後半以降、我が国の製造業における海外生産移転が断続的に進み、結果、産業の空洞化が現実のものになった事実を如実に表しています。

あわせて、海外や国内市場の中で高シェアを目指す産業クラスターを形成していく過程で、企業の研究開発への支援という観点も大変重要であります。

本県ではこれまでも、産学官の連携により、イノベーションが生まれる環境の構築に向けた取組を進めてきたところですが、アメリカ、中国を筆頭とする諸外国の研究開発費の伸びに対抗するには、国全体の研究開発への投資あるいは支援を抜本的に強化していくよう、県からも国に積極的に求めていく必要もあります。

実際に、製造業の現場からは、いくら国の政策転換で受注が増えても、製造の現場や商品開発において、その需要に応えるための人材が足りないという悲鳴も聞こえてきます。

そこで、ものづくり産業の復権に向けて、どのようにものづくり産業を担う人材を確保し

ていくのか、知事の御所見をお伺いいたします。

質問の第４は、安定的な財政運営についてお伺いします。

去る８月18日、兵庫県が財政悪化により、地方債の起債に際して国の許可が必要となる起債許可団体となったことが発表されました。

兵庫県では、このような事態に至った要因として、阪神・淡路大震災からの復旧・復興に伴って生じた財政負担、過去の高い投資水準に伴う公債費の負担増、長期金利上昇の影響による公債費の増などと分析されています。その結果、来年度以降、普通建設事業などの投資規模を、最低でも10％下げるなどの対応を迫られることとなりました。

兵庫県と同じように、これまで何度も大きな災害に見舞われ、そのたびに多額の財政出動を余儀なくされてきた本県の大変厳しい財政状況の中でも、着実に将来負担比率を改善してきた財政運営は評価されるべきと考えます。

その一方で、今後の財政運営を見通すと、様々な課題が見えてくることも事実です。

歳出面を考えると、金利の上昇による利払い負担の増加や高齢化の進展等に伴う社会保障関係費の増加、さらには、物価や賃金の上昇に伴う施設管理費や人件費の増加など、これまでにない歳出圧力の高まりが懸念されます。

歳入確保の観点から言えば、国では、２年間に限った飲食料品に係る消費税率の引下げの方針が決定されました。年間１兆6,000億円とも言われる地方財政への影響を含め、その財源の見通しがつかない中、地方の財政運営に影響が出ないように、全国知事会などと連携を図り、しっかりと国と議論していくことが必要です。

このような状況の中、県は、今後５年間の財政運営の方針となる中期財政運営方針の素案を公表しました。この素案では、令和12年度当初予算編成までに、130億円以上の財源調整的基金を確保することと、令和12年度までに将来負担比率を160％程度に抑制していくことが目標として掲げられていますが、令和９年度以降の収支見通しでは、歳出に対して歳入が不足する要調整額が、毎年200億円以上発生する見込みです。

江戸時代後期の思想家である二宮尊徳は、「道徳なき経済は罪であり、経済なき道徳は寝言である」という言葉を残したと言われています。企業経営における持続可能性の要諦を説いた言葉であると理解していますが、これは行政経営にも当てはまることです。崇高な理念や理想、あるいは、あるべき論のみに立脚した施策だけでは、持続可能な行政経営は見えてきません。物価高騰等による歳出圧力の高まりと消費税減税などによる歳入確保が課題となる中で、広島県の将来に対する責任を強く認識しながら、堅実な財政運営をしていく必要があるのではないでしょうか。

そこで、今後の安定的な財政運営に向けて、今後どのように取り組んで行くのか、知事の御所見をお伺いいたします。

質問の第５は、今後の地方分権の在り方についてお伺いします。

今年６月、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整

備に関する法律が公布されました。いわゆる地方分権に係る一括法と呼ばれるものですが、平成23年に第１次一括法が成立して以降、今回で第16弾となります。

当初は、第２次地方分権改革という大きな流れの中で、義務づけ、枠づけの見直しなどについて、関係法の改正を行ってきたものですが、平成27年に成立した第５次一括法以降は、地方の発意に根差した取組として、提案募集方式の仕組みが定着しています。

しかし、最近では、権限移譲に係る提案の種も少なくなり、自治体によっては提案募集方式への意欲が薄れているなどの状況があり、地方分権が停滞しているという論調があります。

また、権限移譲の受皿となる地方自治体、とりわけ、住民にとってより身近な存在である基礎自治体の人材不足や偏在、デジタル技術の進展などの課題に対応していくため、地方制度調査会では、国、都道府県、市町村における役割分担の在り方を見直す議論も進んでいます。

他方、本県では、平成16年に策定した分権改革推進計画に基づき、全国でもトップクラスの事務権限の移譲を行ってきましたが、広島県と同じように県が旗振り役となって市町への権限移譲を進めてきた静岡県では、人材不足や処理件数が少ないといった理由で、移譲された権限を県に戻すという事例が幾つも出てきていると伺っています。

確かに、権限移譲という点だけを見ると、これまでのような地方分権のダイナミズムは失われたかのように思いますが、本来、地方分権が目指す姿は、分権改革推進計画に書かれていたとおり、地域の自主性を生かすことで、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するとともに、行政サービスが最も効率的、効果的に提供される仕組みを構築することであるはずです。

そうであるならば、様々な課題が生じている現況下であるからこそ、県と市町が連携して、それぞれの地域の実情に沿った形で、例えば、専門人材が不足するのであればＤＸＳｈｉｐひろしまのように人材を共有し、あるいは権限移譲した事務であっても、市町で処理する必要性が高くないと思われる事務を県に戻すなど、持続可能で柔軟な行政サービスを提供するための県と市町の役割分担の在り方を考える必要があるのではないでしょうか。

そこで、市町への権限移譲を進めてきた県として、地方分権の実現に向けた県と市町の役割分担の在り方をどう考え、今後、どのように取り組んで行かれるのか、知事の御所見をお伺いいたします。

質問の第６は、大規模災害に対する対応力の強化についてお伺いいたします。

災害の激甚化や頻発化というフレーズが当たり前のように使われるようになった昨今ですが、今夏は、その言葉の重さをまざまざと感じさせられることとなりました。

熊本では、平成28年の震災から10年がたった今年、再び大きな地震に見舞われました。千葉県では、線状降水帯の発生による集中豪雨によって、大規模な内水氾濫が発生し、２年前の能登半島地震からの復興に取り組む石川県をはじめ、富山県、福井県でも大雨特別警報が発表され、大きな被害が発生しました。そして、今週、台風25号による豪雨は、関東地方に再び大きな被害をもたらしました。

復興の途上にあった熊本城の石垣が崩れる映像を見て、自然の力の大きさに畏怖の念を感

じるとともに、避けることができない自然災害に対する平時からの備えの必要性、重要性を改めて強く感じたところです。

こうしたことから、この夏に起きた災害では、多くの点で今後我々が教訓とすべき課題や参考とすべき事例があったように思います。

例えば、今回の熊本地震では、酷暑の中での避難環境の改善を図るため、国と県が連携して約2,200人分の宿泊施設を確保し、震災６日後には２次避難の受付を開始しました。この迅速な対応の背景には、能登半島地震を契機として国が自治体向けの指針を策定し、熊本県でも事前に業界団体と協定を締結していたことが挙げられますが、受付後の調整に時間を要したことなどにより、２次避難がうまく進んでいないという課題もあるようです。

また、被災した自宅や車の中で避難生活を送っていることから、行政が実態を把握できない、言わば見えない避難者への支援が課題となっています。熊本地震では、車中泊をしていた70歳代の女性が熱中症の疑いで死亡するという事例も確認されており、こうした事例への対応も求められると考えます。

災害発生直後の迅速な救助や、その後の円滑な復旧・復興に向けた取組を進める上では、被災した道路の啓開や復旧も重要です。能登半島地震で大きな課題となった道路啓開について、このたびの熊本地震では、熊本県が管理する道路では、発災後に発生した26か所の全面通行止めのうち、大規模なのり面崩壊箇所を除き、25か所が解除されています。あわせて、千葉豪雨で起きた内水氾濫では、国のガイドラインに基づく想定雨量を大幅に超える豪雨への対応という課題が改めて浮き彫りになりました。

執行部におかれては、今年４月、能登半島地震を踏まえた被災者支援の強化に向けた地震防災対策検討会の報告書を取りまとめるなど、災害対策の見直しや改善を実施しているところですが、災害死ゼロを目指す上では、常に先例に学び、本県の災害対応力を高めていく必要があります。

そこで、いつどこで起こるとも限らない災害に備え、本県の災害対応力の強化にどのように取り組んでいくのか、知事の御所見をお伺いいたします。

質問の第７は、農林水産物や食品の海外展開に向けた支援についてお伺いいたします。

現在、政府では、これまでの国内市場のみに依存する農林水産業、食品産業の構造を、成長する海外市場で稼ぐ方向に転換することが不可欠であるという認識の下、農林水産物の輸出の拡大に取り組んでいます。あわせて、近年増加する海外からの観光客数の増加も追い風となり、日本の農林水産物・食品の輸出額は、増加の一途をたどり、2024年には１兆5,000億円を初めて突破しました。さらに、昨年４月に策定された食料・農業・農村基本計画では、2030年までに農林水産物・食品の輸出額５兆円を目指す目標が設定され、輸出拡大の取組を進めているところです。

こうした中、本県でも、県産品の輸出を拡大していくべく、今月初めには、横田知事自らが、イギリス、フランスを訪問し、日本酒やカキのトップセールスを実施されました。

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

また、今回の定例会に提出された補正予算案では、中東情勢・物価高への対策として、輸出拡大や海外進出といった海外販路の拡大等に取り組む県内中小企業等を支援する事業費が盛り込まれています。

さらには、政府における輸出拡大施策を推し進めてこられた吉松副知事が７月に着任され、今後の取組の加速が期待されるところですが、本県県産品の輸出拡大の取組は、順風満帆とまでは言えない状況にあります。

例えば、財務省が公表している日本酒輸出実績を見ると、2024年に全国で434億円の輸出があった中で、広島のシェアは１％にも満たない水準にとどまっており、３大酒どころと呼ばれる広島の存在感をさらに高めていく余地があると思います。

また、比較的輸出規模が大きなカキ、日本酒、鶏卵に続く品目を見ると、ブドウや梨、かんきつ類が継続的に輸出されていますが、規模的にはまだまだ商流ができているとは言い難い状況にあります。

この背景として、比較的事業規模の小さな経営体や事業者の方々にとっては、海外展開に関する知識が十分でないことや、輸出に係る費用対効果の課題などがあるのではないかと考えます。実際に、広島県産の食材を使った商品の海外展開に挑戦した県内事業者の方からは、現地で事業展開するノウハウが十分ではなく、広島でつくる商品と同レベルのものがつくれないということから、海外での事業展開を一旦撤退したというお話もお伺いしました。

本県産品の海外販路を拡大していくには、このような小規模事業者を含めた事業者等が何度でも果敢にチャレンジできる支援の継続性や、輸出に係るサポート体制を充実させることで、より事業者に寄り添った取組を進める必要があると考えます。

そこで、横田知事がトップセールスで感じた手応えと課題は何か、そして、それを踏まえて、農林水産物や食品の海外展開の拡大に向けて、今後どのように取り組んでいくのか、知事の御所見をお伺いいたします。

最後の質問は、核兵器のない平和な世界の実現に向けた取組についてお伺いいたします。

８月末、我々広島県議会は、被爆・終戦80年を契機として長崎県を訪れ、長崎県議会との交流を開始しました。核兵器廃絶と恒久平和の実現に向けた取組を推進するため、今後連携を深めていくこととしていますが、核兵器を取り巻く世界情勢は混迷の度合いを深めています。

世界で最も多くの核兵器を有する２つの超大国、ロシアとアメリカによる新ＳＴＡＲＴは、今年２月に失効した後、それ以降、後継条約の議論進展の兆しはなく、ロシアによるウクライナへの侵略は、４年半が経過した今も終結に向かう気配はありません。

また、本来ならば、アメリカを中心として固い結束を見せるはずの西側諸国が、当のアメリカが、ＮＡＴＯにおける自国の負担が大きすぎるとして、欧州防衛への関与を低下させると同時に、加盟国に対して防衛関連支出の増加を求めています。

こうしたロシア、アメリカの動きを踏まえ、ＮＡＴＯ加盟国を含む欧州各国では、自国の安全保障体制の見直しを図る動きが出ています。核兵器保有国の一つであるフランスのマクロ

ン大統領は、今年３月、保有する核兵器を増やすと表明しました。

ロシアに隣接するフィンランドでは、今年６月に自国領内への核兵器の持込みを可能にする改正法が成立するとともに、同じくロシアに近いリトアニアでは、９月に国会の委員会において、核兵器の国内配備を禁止する憲法の条文の削除案が可決されました。

そして、我が国でも、非核三原則の見直しが取り沙汰され、欧州諸国の動向を踏まえ、あらゆる政策をタブーなく議論しなければいけないという閣僚の発言もありました。

核廃絶とは明らかに方向性が異なる考え方が大きくなる中であるからこそ、広島、長崎の被爆者の方々の悲痛な体験談はより価値を持つことになりますが、被爆から80年を超え、少しずつ、そして確実に、被爆者の生の声を聞くことができる機会も減っていき、やがて、それができなくなる日も遠い将来ではありません。

このような状況の中で、我々が今できることは、世界の方々に広島や長崎を訪れていただき、被爆の実相を見て、知っていただくことです。

今年、第11回ＮＰＴ運用検討会議の議長を務め、先日開催された、ひろしまラウンドテーブルにご参加いただいた、ドー・フン・ビエット氏は、３回連続で合意文書が採択できなかったことを受け、残念でならないとのコメントを残す一方で、過去に広島、長崎を訪れ、被爆者の痛みや苦しみを聞いた体験が、議長として最後まで成果文書の採択を目指す原動力になったと語っています。

被爆の実相を語り継ぐ被爆者の声を直接聞く機会が残り少なくなる中、世界の為政者が被爆地広島を訪れ、被爆の実相を感じていただくことが、より一層重要性を増すと考えますが、核兵器のない平和な世界の実現に向けて、どのように取り組んでいくのか、知事の御所見をお伺いいたします。

質問は以上になりますが、最後に１点要望を申し上げたいと思います。

先日開催された建設委員会において、広島市東部地区連続立体交差事業の事業計画の見直しに関する資料が提出されました。

今回示された変更では、１期、２期を通じた全体事業費が、約915億円からおおむね1.8倍となる約1,685億円に増加するとともに、完成時期については、現在の予定から10年先延ばしとなる令和30年度になるというものでありました。

皆様御承知のとおり、この事業は、昭和63年に調査が始まり、何度も計画の見直しを図りながら現在に至り、平成５年の事業採択から数えると、今回の見直しによって、事業期間が50年を超える見通しとなりました。

当時、夢の一大事業に気勢を上げ、高らかに拳を突き上げていた地元の青年団の若者たちは、年月の経過と共にいつの間にかシニア世代となりました。ですが、なお、気持ちは衰えておらず、本当に様々な御協力をいただいております。

物価高や人手不足など、避け難い社会経済情勢の変化によって、事業費や事業期間を見直さざるを得ないという状況は、一定程度理解いたしますが、長い間この事業の完成を待ちわび、

協力してくださっている地域の方々の存在を忘れてはなりません。

地域の方々のためにも、最後までやり遂げていくという固い決意を持って、この事業に取り組んでいただくことをお願い申し上げたいと思います。

もう一つ、所感を申し上げます。

私自身、若い頃は広島を出たいと思って、東京の大学に進学し、外から故郷を見る経験をしました。あのとき広島を出たことも、そして広島に戻ってきたことも、どちらも私自身が選んだ人生の一部です。

なぜ、東京を目指す若者が多いのか。魅力的な進学先、高賃金、職業選択の可能性、はたまた、漠然とした都会への憧憬。様々なメディアからの情報は、若者の目には刺激的に映るのだと思います。何か新しいことが始まるかもしれないという期待感に胸を高鳴らせ、一歩を踏み出すのでしょう。

1989年に日本で上映されたイタリア映画で、「ニュー・シネマ・パラダイス」という作品がございます。シチリア島の村の少年が、唯一の映画館で映画技師の男と出会い、映像の世界に飲み込まれていく物語です。村社会の中で、外部から持ち込まれる映像の数々は少年にとってきらびやかに映り、未知なる世界へと想像が無限に広がります。

青年となった主人公は、生まれ故郷からローマへ移り、その後、映画監督として成功を収めるのですが、作中、「今ある場所にとどまると、そこが世界の中心のように感じる。ここには何もない」「行け。お前は若い。前途洋々だ」「お前のうわさを聞きたい」と主人公を送り出す印象的なシーンがあります。若者の微妙な心情を酌み取り、送り出す側の名残惜しさすらみじんも感じさせない潔い言葉ですが、愛情に満ちあふれているように思えます。

地方からの転出超過が言われて久しい昨今、各地方、若者の引き止めに躍起になっているように思えますが、当の本人たちは、故郷に見切りをつけているわけでもなく、逆に強い愛着を抱いている人たちも数多くいるのも確かです。

愛着と離郷は、決して矛盾するものではないことを肝に銘じておかなければなりません。長い人生の過程で、若さゆえの根拠なき自信はいつの時代も若者の特権として社会に許容されてきました。だからこそ、若者を引き止めるのではなく、この地を離れても、なお緩やかにつながり続け、人生の節目には、広島で暮らすこと、働くこと、挑戦することをもう一度選択できる若者に選ばれる広島であるとともに、若者の人生の選択肢であり続ける広島であること。きれいごとや理想だけではどうにもならないことは承知の上ですが、そのような広島県であってほしいと切に願いながら、私の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（中本隆志君）　当局の答弁を求めます。知事横田美香君。

【知事横田美香君登壇】

○知事（横田美香君）　まず、副首都の指定を目指す意義についてお答えいたします。

本年７月に国会で成立した、いわゆる副首都法は、大規模災害時の国家社会機能の継続性の確保と、人口及び経済に関する機能が特定の圏域に過度に集中しない多極分散型経済圏の形

成を基本理念としております。

本県といたしましても、全国各地で激甚災害が頻発する中で、大規模災害時における国家社会機能の確保は当然必要であると考えるとともに、日本全体の均衡ある発展のため、過度な東京一極集中は是正する必要があると以前から主張してきたところであり、副首都法の理念に賛同するものであります。

また、副首都法では、副首都において、国の機関等の拠点の整備、交通施設の整備及び都市機能の増進に寄与するまちづくりの推進、必要な規制緩和の推進、税制上の措置を含めた民間投資促進等に必要な施策などを国が実施することとされており、これらが確実に実施されれば、県経済の発展と県民生活の向上に大きなメリットがあるものと考えております。現時点では、詳しい副首都の指定要件など制度の具体的な内容は明らかになっておりませんが、本県には首都の機能を担うための十分な適性が備わっていると認識しております。

具体的には、第１に、東京圏から距離が離れており、首都直下型地震や富士山の噴火など今後発生する確率が高いとされている大規模災害との同時被災リスクが少ないこと。第２に、広島市を中心に国の行政機構が集積していることに加え、県内各地に国立の病院、大学、研究機関等が立地していること。第３に、中四国地方最大の人口と経済規模を持ち、多様な産業の集積と高次な都市機能を有していること。第４に、新幹線や高速道路網に加え、広島空港や国際拠点港湾など、国内外を結ぶ多様な交通インフラが充実していること。第５に、Ｇ７広島サミットの開催や平和に関する世界への情報発信を通じて、国際的な知名度を有していることなど副首都の機能を担う上で十分な適性を有していると考えています。

こうしたことから、本県が我が国の多極分散型経済圏の一つの極を担うことは、本県の持続的な発展だけでなく、日本全体の均衡ある発展のためにも意義があると考えております。

一方、懸念点といたしましては、議員御指摘のとおり、副首都機能の整備に必要な初期費用や維持管理費用について、地方自治体の財政負担の有無も含めて明確にされていないことなどがあることから、引き続き、国における具体的事項の検討を注視し、情報収集を行ってまいります。

また、副首都の機能を担うためには、県民や県議会の皆様の御理解を得ることは当然のことながら、政令市である広島市をはじめとした市町や経済団体等との連携も重要であることから、今後、関係者による連絡会議のような場の立ち上げに向けて話をしてまいりたいと考えております。

次に、これまでの取組を踏まえた産業クラスターの形成についてお答えいたします。

県経済の持続的な成長を実現していくためには、本県がこれまで培ってきた産業基盤や企業の技術力を生かしながら、今後大きく成長が見込まれる分野において、新たな事業や投資を生み出し、企業等の集積につなげていくことが重要であると考えております。

まず、健康・医療関連分野では、平成23年度から、県内企業が培ったものづくり技術を活用した、医療機器や福祉用具などの開発を中心としたビジネスの拡大を支援してまいりました。

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

さらに、令和３年度からは、健康志向やヘルスケアに対するニーズの高まりを踏まえ、健康食品等も新たにターゲットに加えるとともに、補助金による製品開発支援、臨床現場や介護現場等における試作品の検証・評価等による事業化支援、広島大学と連携した医療機器等の開発を牽引する人材の育成などの取組を実施しております。

こうした中、医療機器等の県内生産額は、取組を開始した平成23年度から令和２年度までの10年間で90億円から375億円に増加し、健康食品等の支援対象拡大後は、令和３年度の890億円から令和７年度までに1,105億円に増加いたしました。

一方で、令和２年度に設定したアクションプランの令和７年度末の目標である1,150億円には達していない状況であり、今後、さらなる生産額の拡大に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

そのためには、医療現場のニーズの把握や法規制への対応、販路開拓などが必要となりますが、これらは、個社で取り組むことが難しいことから、医療機器メーカーや大学、販売企業などとの連携を強化していく必要がございます。

次に、環境・エネルギー分野につきましては、瀬戸内海の厳しい環境基準等で培われた優れた環境関連技術を有する企業の集積を基盤として、平成23年度から県内企業の海外展開や新規ビジネス創出への支援を行うとともに、令和３年度以降は、大崎上島の国内最先端の実証施設や企業等との連携によるカーボンリサイクル技術の社会実装に取り組んでおります。

こうした取組の成果として、資源循環や再生可能エネルギー等の県内企業の売上額は、平成23年度の約1,000億円から令和７年度には2,312億円へと倍増し、アクションプランの目標である付加価値額につきましても令和元年度の684億円から令和７年度には939億円と、目標額である892億円を上回っております。

一方、本県には、製造業の集積を背景として、資源循環やＣＯ₂排出削減などへの大きな需要があるものの、こうした環境課題への対応を新たな製品、サービスの創出に十分につなげられていないことや、カーボンリサイクルではコストや技術面のハードルから、事業化、社会実装に至っている案件が限られているといった課題があるものと認識しております。

このため、今後は、製造業等が抱える環境課題を新たなビジネスにつなげる企業間連携や技術開発を加速し、県内製造業等の課題解決や海外展開による成長市場の獲得を強化していく必要があると考えております。

こうしたことから、健康・医療関連分野及び環境・エネルギー分野の双方とも、現在、県内の関係企業・大学が連携して、課題の共有を行い、新たなプロジェクト等につなげる仕組みの検討を進めるとともに、地域産業クラスター計画の策定に向けて国と調整を行っているところであり、国の支援策も活用しながら、企業、大学、研究機関、金融機関等との連携を図り、両分野の強化につなげてまいります。

次に、安定的な財政運営についてお答えいたします。

本県の今後の財政運営においては、不安定化する国際情勢等により経済情勢の先行きが不

透明感を増す中で、金利の上昇による利払い負担の増加、高齢化の進展等に伴う社会保障関係費の増加、さらには、物価や賃金の上昇に伴う施設管理費や人件費の増加など、義務的経費や経常的経費がさらに増大していくことが見込まれます。

また、人口減少への対応や激甚化・頻発化する自然災害を踏まえた防災・減災対策はもとより、インフラや公共施設等の老朽化対策、公立病院の厳しい経営環境が続く中での持続可能な地域医療提供体制の確保などへの対応も求められており、本県の財政運営を取り巻く環境は一層厳しさを増しております。

こうした厳しい状況を踏まえ、次期中期財政運営方針の素案では、財源調整的基金の残高の目標について令和12年度当初予算編成時点までに前方針の100億円から130億円に引き上げ、激甚化・頻発化する自然災害などの危機事案への財政運営上の備えを強固なものとすること、また、今後の人口減少等による社会経済情勢等の変化を見据え、弾力的な財政構造を確立する観点から、将来負担比率について前方針の目標水準である200％程度から160％程度まで抑制することを目指すこととしており、県財政の持続性をさらに確かなものとしてまいりたいと考えております。

これを実現するために、まず、歳出に関する主な取組として、最少の経費で最大の効果を発揮するため、事業の費用対効果や優先順位、国、市町、事業者との役割分担等を踏まえた事務事業の見直しなどに取り組んだ上で、重要施策へ予算を重点的に配分するなど、さらなる選択と集中を図ってまいります。

また、社会資本整備に際しては、第１次国土強靱化実施中期計画に基づく国の予算や有利な県債などを最大限に活用しながら県土強靱化等の要請に応えるとともに、他県と比較して依然として高い水準にある将来負担比率の着実な抑制を図ってまいります。

次に、歳入に関する主な取組といたしまして、県税の収入未済額の一層の縮減に取り組むとともに、県が保有する資金の運用について、金利上昇局面による恩恵を最大限享受できるよう、適切なリスク管理の下で運用期間の長期化などに取り組みます。

さらに、来年度から実施することが閣議決定された飲食料品に係る消費税率の２年間の引下げによる影響を含め、地方の必要な一般財源総額が確実に措置されるよう、全国知事会等と連携し、あらゆる機会を通じて、国に働きかけを行ってまいります。

私といたしましては、次期中期財政運営方針の素案に掲げるこれらの様々な取組を通じて、本県の財政を取り巻く環境が厳しさを増す中においても財政運営上のリスクに備えつつ、県勢発展に必要な施策を着実に推進できる安定的な財政基盤の構築を目指し、責任のある財政運営のかじ取りを行ってまいります。

次に、農林水産物や食品の海外展開に向けた支援についてお答えいたします。

本県では、これまで、吟醸酒発祥の地である広島の日本酒と日本一の生産量を誇るカキを海外販路拡大の重点品目として、フランスを中心にプロモーション活動を展開し、広島ブランドの向上に努めてまいりました。

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

こうした中、今月初めのイギリスへの訪問において、現地の輸入業者や飲食店経営者等に対し広島県産の日本酒やカキに加え、お米やワラビ餅などのトップセールスを行ったところ、大変高い関心と評価をいただき、早速、商談が始まっています。

また、イギリスだけでも日本食レストランがロンドンで約900軒、イギリス全体で約1,800軒あり、県産の農林水産物や食品の海外市場での潜在的な需要の可能性を感じたところでございます。

一方で、イギリスやＥＵ諸国におけるＥＵ・ＨＡＣＣＰをはじめとする食品の施設認定や衛生管理制度に加え、容器包装の環境、リサイクルに係る厳しい規制への対応、国内の他地域との商品の差別化やニーズに応じた県産農林水産物や食品の価値のさらなる磨き上げ、安定した供給量の確保と商流の確立など、様々な課題を解決する必要性も強く認識したところでございます。

このため、今後、まず、今回のセールスでスタートした商談を確実な商流につなげるとともに、相手国の衛生管理基準に対応した認証取得、マーケットインの発想による海外で求められる品質と供給量の確保など、各企業の輸出戦略への支援に取り組んでまいります。

また、これらの取組に当たっては、農林水産省の知見や様々な補助制度等を積極的に活用するとともに、県内企業等の連携や知見の共有、ビジネス上の協力を促進するコミュニティーの創設、異業種連携による商品の高付加価値化や共同輸送などの先導的プロジェクトの推進などについて検討を進めることに加え、ノウハウが十分でない企業についてもＪＥＴＲＯや中小企業基盤整備機構等と連携したきめ細かなサポートを行うなど、農林水産物や食品の輸出拡大に全力で取り組んでまいります。

次に、核兵器のない平和な世界の実現に向けた取組についてお答えいたします。

核兵器をめぐる国際情勢が一層厳しさを増す中、世界のリーダーに広島を訪れていただき、被爆の実相に触れ、核兵器の非人道性への認識を深めていただくことは、その理解を核兵器廃絶に向けた具体的な行動につなげる上で、これまで以上に重要であると認識しております。

これまでも、世界のリーダーや国際会議の誘致に取り組み、オバマ米国大統領やローマ教皇の広島訪問、Ｇ７広島サミットの開催などを通じて、広島から核兵器廃絶に向けた力強いメッセージを発信していただいたところでございます。

また、私自身、本年開催されたＮＰＴ運用検討会議の市民社会プレゼンテーションにおいて、各国の政治指導者等に被爆地訪問を呼びかけるとともに、米国やロシアを含む各国政府代表との面会においても、被爆地訪問と核抑止に頼らない安全保障の必要性を訴えたところでございます。

今後、核兵器禁止条約第１回再検討会議やＮＰＴ運用検討プロセスなどの機会を捉え、各国のリーダーに被爆地訪問を働きかけてまいります。

あわせて、県では、へいわ創造機構ひろしま――ＨＯＰｅと共に、核兵器の問題を人類の持続可能性に関わる課題として、核兵器廃絶が2030年以降の国連の目標に位置づけられること

を目指し、国際社会における賛同者の拡大に取り組むとともに、核抑止に頼らない安全保障の在り方に関する研究や政策提言、若い世代を対象とした人材育成を進めているところでございます。

今月開催したひろしまラウンドテーブルでは、今回のＮＰＴ運用検討会議の議長をはじめ、国内外の専門家等に御参加いただき、今後想定される核リスクと国際社会が取り組むべき対応策について議論し、具体的な政策提言を取りまとめていただいたところでございます。

今後、この提言を県やＨＯＰｅの取組にも反映させ、国連や各国政府等に発信し、ＮＰＴ運用検討プロセスや各国の政策形成に活用されるよう働きかけを行っていくこととしております。

また、平和の人材育成に関しましては、自ら考え、行動する若者を育成するため、８月には国内外の高校生を対象にしたひろしまグローバル・ユースフォーラムを実施したほか、今月、グローバル未来塾ｉｎひろしまにおいて、広島県、長崎県、沖縄県の高校生を対象とした合同研修を実施したところでございます。

県といたしましては、引き続き、被爆者の皆様が高齢化する中にあっても、広島の持つ道義的権威、いわゆるモラルオーソリティーを維持し、国際平和拠点としての影響力を発揮しながら、１日も早い核兵器の廃絶に向け、全力で取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、担当説明員より答弁させていただきます。

○議長（中本隆志君）　商工労働局長梅田泰生君。

【商工労働局長梅田泰生君登壇】

○商工労働局長（梅田泰生君）　ものづくり産業の復権に向けた人材確保について、複数部局にまたがる質問ですが、私が代表してお答えいたします。

ものづくり産業が将来に向けて発展していくためには、急速に進展するＡＩなどのデジタル技術の活用が不可欠であることから、ＡＩなどのデジタル技術を活用した製品づくりに適応可能な人材の育成・確保が必要であると認識しております。

このため、高校教育においては、理数教育を先導する拠点として、新たな価値を創造していく科学技術人材の育成を目指す学科、ロボットやモビリティー、ＡＩ等の技術など産業の最前線で通用する実践的な知識・技術を身につける学科を設置するなど、ＡＩ等のデジタル技術を活用して、ものづくり産業等の持続的な成長を牽引する人材を育成することとしております。

また、ひろしまＡＩ部では、高校生が企業の現場体験を通じて、実社会におけるデジタル活用の実態を学ぶとともに、若手社員などの伴走支援を受けながら、ＡＩ活用による課題解決を目指して探究活動を行っております。

加えて、企業における現場人材の確保に向けて、本県独自のリスキリング推進宣言制度による機運醸成や企業のリスキリング計画の実現を目指した伴走型支援など、リスキリングの推進に取り組んでいるところでございます。

こうした取組を引き続き積極的に進めていくことにより、ものづくりに関心を持ち、ＡＩ

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

などのデジタル技術を活用した製品開発に適応することができる人材の育成・確保を図り、本県ものづくり産業の将来にわたる成長につなげてまいります。

○議長（中本隆志君）　地域政策局長岡田浩二君。

【地域政策局長岡田浩二君登壇】

○地域政策局長（岡田浩二君）　今後の地方分権の在り方についてお答えいたします。

本県では、平成16年に分権改革推進計画を策定し、地域の自主性を生かすことで、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するとともに、行政サービスが最も効率的、効果的に提供される分権型行政システムの構築を目指してまいりました。

その中で、住民の多様なニーズに対応するためには、住民に身近な行政サービスは基礎自治体に実施していただくという基本的な考え方の下、市町への権限移譲を進めてきたところでございます。

こうした中、近年の急速な人口減少やデジタル技術の進展、行政需要の複雑化、多様化などの社会経済情勢の変化の中で、県内市町においては、専門職種について、募集定員を満たす採用が難しくなりつつあるほか、一般行政職についても団塊ジュニア世代の退職等により人材不足の深刻化が見込まれております。

このため、本県では、県、市町共同でデジタル人材を採用し、市町に配属するＤＸＳｈｉｐひろしまの構築、防災人材を県、市町共同で確保・育成する県・市町防災人材協議会の設置、土木技術職の合同採用試験の実施など、市町において不足している専門人材の確保に向けた取組を進めてまいりました。

また、市町への移譲事務については、市町間の水平連携や県による垂直補完の対応に加え、専門的な知見を有する人材の確保・育成が困難となっている状況を踏まえ、生活衛生関連事務の県実施への見直しなど、持続可能で最適な行政サービスの提供に向けて、必要な対応を行ってきたところでございます。

一方で、国においても、人口減少により深刻化する人材の不足や、デジタル技術の進展等に対応していく必要があるとの認識の下、本年１月に第34次地方制度調査会を設置し、持続可能かつ最適な形で行政サービスを提供していくため、国、都道府県、市町村間の役割分担の在り方について、来年12月頃の答申の取りまとめに向けて調査審議が行われております。

県といたしましては、こうした国の動向を注視しつつ、今後とも市町において住民に身近な行政サービスを効率的かつ効果的に提供していけるよう、広島県全体の行政サービスの最適化を現在策定中の行政経営の方針に盛り込んだ上で、専門人材の確保・育成に向けた取組の拡大、事務処理の効率化につながるＤＸの推進、移譲事務を含めた市町の事務の市町間での水平連携や県の垂直補完などについて、市町における事務処理の状況などをしっかりと把握しながら、引き続き市町と連携して必要な取組を行ってまいります。

○議長（中本隆志君）　危機管理監山本耕史君。

【危機管理監山本耕史君登壇】

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

○**危機管理監（山本耕史君）**　大規模災害に対する対応力の強化について、複数部局にわたるお尋ねでございますが、私が代表してお答えいたします。

全国的に激甚化・頻発化している豪雨災害や、今後発生が懸念される南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模地震災害に備えるためには、近年、発生している災害から得られる教訓や災害対応事例を学び、本県の災害対応力の強化につなげることが重要であると認識しております。

今回の熊本地震では、避難生活の環境改善のため、ホテル等への２次避難が進められておりますが、本県におきましても、多様な避難ニーズに対応できるよう、民間旅行代理店との協定締結による避難者の宿泊先等の確保や、一般社団法人広島県生活衛生同業組合連合会との協定に基づく要配慮者の避難先の確保など、体制の構築に取り組んでいるところでございます。

また、自宅や車などで避難生活を送られている方々への対応につきましては、広島県災害時公衆衛生活動マニュアル等に基づき、保健・医療・福祉の関係団体と連携して、保健師等による戸別訪問などにより避難所にいる避難者だけではなく、車中や在宅の避難者についても状況把握や必要な支援を行うこととしており、今後、今回の熊本地震において、現地支援を行った支援者の経験等を関係者間で共有しつつ、支援体制のさらなる充実を検討してまいります。

あわせて、道路啓開や迅速な復旧に向けた取組につきましては、大規模地震災害が発生した際に道路管理者と関係機関が連携して迅速な道路啓開が実施できるよう、今年度、道路法に基づく広島県道路啓開計画の策定に取り組んでいるところでございます。

このほか、内水氾濫を含めた豪雨への対策につきましては、河川管理者に加え、流域全体のあらゆる関係者が協働して取り組む流域治水プロジェクトを県内全ての52流域で策定し、ハード・ソフト対策を総合的かつ多層的に進めております。

今後とも、いつ、どこで起こるか分からない災害に備えて、全国の大規模災害から生じた課題や教訓を踏まえ、本県の災害対応力のさらなる強化に取り組んでまいります。